柏市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施

　　　要綱

制定　令和７年　７月　１日

施行　令和７年１０月　１日

　（目的）

第１条　全てのこどもの育ちを応援し，こどもの良質な成育環境を整備するとともに，全ての子育て家庭に対して，多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要領における用語の意義は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）の例による。

　（実施主体）

第３条　事業の実施主体は，柏市とする。

　（実施事業所）

第４条　乳児等通園支援事業は，当該事業の認可を受けた保育所，認定こども園，小規模保育事業所，家庭的保育事業所，幼稚園，地域子育て支援拠点，企業主導型保育施設，認可外保育施設及び児童発達支援センター等において実施する。

　（事業認可）

第５条　乳児等通園支援事業所は実施に当たり，柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和７年柏市条例第３５号。以下「条例」という。）及び柏市乳児等通園支援事業運営事業者募集要領（令和７年７月１日制定）に定める基準に基づき，本市の認可を受けて事業を実施するものとする。

　（利用方式）

第６条　定期的な利用方式（以下「定期利用」という。）若しくは定期的でない柔軟な利用方式（以下「柔軟利用」という。）又は定期利用と柔軟利用の組み合わせなど，事業所において利用方法を選択して実施する。

　（実施方式）

第７条　実施方式については，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「設備運営基準」という。）第２０条に規定する一般型乳児等通園支援事業又は余裕活用型乳児等通園支援事業により実施する。この場合において，一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の実施事業所については，それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

　(1) 一般型乳児等通園支援事業　第４条の規定における本事業の認可を受けた事業所

　(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業　第４条の規定における本事業の認可を受けた保育所，認定こども園，家庭的保育事業所，小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

　（対象のこども）

第８条　乳児等通園支援事業の対象となるこどもは，利用当日において０歳６か月から満３歳未満までのこどものうち，次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(1) 柏市内に居住しているこども

　(2) 保育所，幼稚園，認定こども園及び地域型保育事業所等（企業主導型保育施設を含む。）に通っていないこども

（利用時間）

第９条　対象となるこどもの利用時間は，こども一人当たり月１０時間を上限とする。この場合において，利用時間は当月分のみで有効であり，未利用時間について翌月分に繰り越すことはできない。

　（開設日，開設時間及び利用定員等）

第１０条　開設日，開設時間及び利用定員は，実施事業所がニーズや受け入れ体制を鑑み，適切に設定しなければならない。

２　実施事業所は，開設日，開設時間及び利用定員並びに給食の提供の有無等のサービスに係る内容をあらかじめ明示しておかなければならない。この場合において，実施事業所の開所の日数は，ニーズや受入体制を鑑み，適切に設定しなければならない。

　（事前面談）

第１１条　初めて利用する事業所では，初回利用の前に，保護者と事前の面談を行い，制度の意義や利用に係る基本的事項の伝達を行うとともにこどもの特徴や保護者の意向等を把握することとする。

　（親子通園）

第１２条　慣れるまで時間のかかるこどもへの対応として，利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし，こどもの育ちの観点から，親子通園が長期間続く状態又は利用の条件となることがないよう留意することとする。

　（計画と記録）

第１３条　こども誰でも通園制度の実施に関する手引（こども家庭庁）を踏まえ，こどもの育ちに関する計画や記録を作成することとする。

　（実施に係る留意事項）

第１４条　市は，本事業を実施する事業所の状況を踏まえ，配慮が必要なこどもやその保護者が本事業を円滑に利用できるよう調整を行う。

２　事業所は，利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には，当該申込みに係るこどもの受け入れをしなければならない。ただし，職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により，本事業の提供が困難である場合には，その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。

３　前項の場合において，正当な理由か否かの判断は，市が当該事業所及び利用者の状況を総合的に判断して行う。

４　事業所は，利用中に配慮が必要であると確認した家庭について，市に報告するとともに，市と協力し，関係機関との連携を図ることとする。

５　事業所は，対象となるこどもを養育する保護者に対して，必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか，実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

　（指導監督）

第１５条　本事業を実施する事業所及び本事業を実施しようとする事業所への指導監督は，それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

　(1) 市は，本事業を実施する事業所を巡回し，事業所からの相談を受け付けるとともに，適正な事業の実施に係る助言を行う。

　(2) 市は，本事業を実施しようとする事業所に対して，本事業の意義や目的を正確に伝えるとともに，本事業に係る規定の整備や職員の確保等に係る助言を行う。

２　市は，事業所からの相談事項や事業所に助言した内容を取りまとめ，市の所管課への報告を行う。

　（設備基準及び職員配置等）

第１６条　乳児等通園支援事業所の設備基準及び職員配置は，条例第２２条及び第２３条の規定による基準を遵守することとする。

２　条例第２２条第１項に規定するその他乳児等通園支援に従事する職員に対して市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とは，次の各号に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

　(1) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和7年4月1日こ成環第88号、こ支家第98号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱５（３）アに定める基本研修及び５（３）３イ（イ）に規定する一時預かり事業又は地域型保育の専門研修

　(2) 子育ての知識と経験及び熱意を有し，家庭的保育事業の実施について（平成２１年１０月３０日雇児発１０３０第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」別添１の１に定める基礎研修と同等の研修

３　障害児を受け入れる場合においては，当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど，体制の確保を行うこととする。

４　医療的ケア児を受け入れる場合においては，看護師，准看護師，保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）附則第１１条第２項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者等，医療的ケアに従事する職員を配置することとする。

５　前項の場合において，当該児の居宅に訪問して実施するときは，乳児等通園支援従事者に加え，認定特定行為業務従事者又は看護師等の当該児の医療的ケアに従事する職員を配置することとする。ただし，乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者又は看護師等である場合は，当該従事者１名のみの配置でも可能とする。

　（研修）

第１７条　本事業に関わる者（実施事業所の管理者を含む。）は，事業の意義，目的及び仕組みについて理解できるよう，積極的に研修を受けるよう努めることとする。

　（認定申請等）

第１８条　本事業を利用しようとするこどもの保護者は，認定に係る申請を市に行わなければならない。

２　前項による申請があった場合，その内容を審査し，乳児等通園支援事業の利用認定の可否を決定し，その結果について，当該申請をした者に通知するものとする。

　（届出等）

第１９条　本事業を利用する保護者は，前条の利用認定を受け，その旨の通知を受けた日以後，申請をした内容に変更が生じた場合又は利用認定を取り下げる場合は，市長に届け出なければならない。

２　市長は，前項の規定による届出があった場合で，必要があると認めるとき又は公簿等により認定通知書の内容に変更があったと確認できるときは，職権により認定通知書の内容を変更し，又は利用認定を取り消すことができる。

　（利用者負担額）

第２０条　本事業に係る利用者負担額は，こども一人１時間当たり３００円とする。

２　１時間以上の利用については，３０分単位で利用することも可能とし，３０分に係る部分の金額については，１時間当たりの単価に２分の１を乗じて算出する。

３　利用者は，前２項に定めるもののほか，食事の提供を受けた場合の給食費等，実施事業所の定める実費相当分を支払うものとする。

　（減免）

第２１条　市長は，経済的事情その他特別の理由があると認められる場合は，利用者負担額を減免することができる。この場合において，減免できる区分及び額は別表第１のとおりとする。

２　利用者負担額の減免を受けようとする利用者は，市長に対して利用する前に減免に関する申請を行い，市長の承認を受けなければならない。

３　減免の対象者は，減免額について事業所が代理請求及び代理受領することに同意することとする。

４　市長は，第２項の審査に関して必要があると認める場合は，利用を希望するこどもの保護者の同意の上で，公簿等を閲覧して確認できるものとする。

５　市長は，減免を受けている者の状況や届出の内容に変更が生じ，減免の対象に該当しなくなった場合，減免の適用を取り消す。

　（キャンセルポリシー）

第２２条　市は，利用のキャンセルについてキャンセルポリシーを別に定める。

　（実施事業所の留意事項）

第２３条 乳児等通園支援を実施している中で事故が生じた場合には，速やかに市長に報告すること。

２　利用当日に通園がない場合には，対象のこどもの状況を確認することとする。この場合において，要支援家庭等のこどもの利用がないときは，関係機関と情報共有し，適切に対応することとする。

３　要支援家庭等のこどもの不適切な養育の疑いを確認した場合には，関係機関に情報を共有するとともに，相談支援を行うなど，適切な支援を行うこととする。

４　給食等の提供について，事業所の判断とするが，利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに，提供を行う場合においては，衛生管理やアレルギー対応等，適切な実施に留意することとする。

５　事業実施に当たっては，「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」，「こども誰でも通園制度の制度化，本格実施に向けた検討会における取りまとめ」を参考にして実施することとする。

　（補助金）

第２４条　市長は，実施事業所に対し，実績報告に基づき，別表第２に規定する額を，本事業の実施に要する費用として支払うものとする。

２　費用の支払の方法等については，別に定める。

　（実績報告）

第２５条　実施事業所は，毎月の事業の利用状況について，市長に報告するものとする。

２　市長は，必要に応じて実施事業所に対し，事業に関する報告を求めることができる。

　（関係書類の保存）

第２６条　市及び事業所は，委託料等の支払いの根拠資料を，事業実施後５年間保存することとする。

　（個人情報の保護）

第２７条　本事業に携わる者は，事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。この場合において，事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

　（補則）

第２８条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

　この要領は，令和７年１０月１日から施行する。

別表第１（第２１条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯区分 | 減免 |
| 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯児童 | ３００円 |
| 市民税非課税世帯 | ２４０円 |
| 市民税所得割額７７，１００円以下の世帯 | ２１０円 |
| 要支援家庭のこども | １５０円 |

　　備考　複数の区分に該当するときは減免額が最も大きくなる区分を適用する。

別表第２（第２４条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助金額（1人１時間当たり） |
| 基本分 | ０歳児 | １，３００円 |
| １歳児 | １，１００円 |
| ２歳児 | ９００円 |
| 加算分 | 障がい児 | ４００円 |
| 要支援家庭のこども | ４００円 |
| 医療的ケア児 | ２，４００円 |

　　備考　３０分単位で利用する場合，１時間当たりの料金に２分の１を乗じて算出することとする。